

北海道告示第10600-6号

平成27年北海道告示第10299-15号（平成27年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定（経済部所管分））の一部を次のように改正する。

平成27年7月13日

北海道知事 高橋 はるみ

15 原料等高騰対策特別資金等信用保証料補助金の項を次のように改める。

| | | | | | | | | |
|---|--|--|---|-------------------------|--|---|--|-------------------|
| <p>15 原料等高騰対策特別資金等信用保証料補助金 道内経済を取り巻く原料等価格の高騰や電気料金の再値上げなど、様々なコストアップにより中小企業者等の経営環境が極めて厳しい状況にあることから、北海道信用保証協会の保証を付して融資を受ける中小企業者等に対し、予算の範囲内で信用保証料の一部を補助することにより、保証料負担の軽減を図り、もって経営の安定及び今後の業況の回復・発展に資する。</p> | <p>中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第1号の2、第2号、第2号の2、第3号、第4号、第4号の2、第5号、第6号及び第7号の規定に該当する中小企業者等</p> | <p>中小企業総合振興資金融資要領（平成27年7月13日中企第642号）に基づき、北海道信用保証協会の信用保証付きで経済環境変化対応資金（経営環境変化対応貸付（融資対象区分が認定企業及び災害復旧であるものを除く。））の融資を受け、平成27年度に中小企業者等が金融機関を経由して北海道信用保証協会に対し支払う信用保証料。 ただし、平成27年8月3日前に中小企業総合振興資金融資要領（平成27年3月23日中企第1829号）に基づき、経済対策特別資金（景気変動対策特別貸付に限る。）又は原料等高騰対策特別資金の融資の申込みを行った中小企業者等が、北海道信用保証協会の信用保証付きで融資を受け、平成27年度に金融機関を経由して北海道信用保証協会に対し支払う信用保証料も対象とする。</p> | <p>10分の10以内（当該融資に際し北海道信用保証協会に支払う信用保証料に3分の1を乗じた額を限度とする。）</p> | <p>経済第51号様式別に指示する様式</p> | | <p>提出部数 1部 提出期限 信用保証料を支払った日から30日以内又は平成28年3月31日までのうち、いずれか早い日。 提出先 経済部地域経済局 中小企業課</p> | | <p>実績報告は要しない。</p> |
|---|--|--|---|-------------------------|--|---|--|-------------------|

31 リサイクル産業創出事業の項を次のように改める。

| | | | | | | | | |
|--|--|---|---|--|--|--|--|--|
| <p>31 リサイクル産業創出事業 本道における新たなリサイクル産業の創出、産業廃棄物の循環的利用の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>次の各号のいずれかに該当する者。ただし、知事からリサイクル産業創出事業の認定を受けた者に限る。 (1)道内に主たる事務所又は事業所を有する者（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者</p> | <p>次に該当する事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの（原材料・副材料費、機械装置費、技術導入費、特許実施費、外注委託費、人件費、展示会出展経費及びその他知事が必要と認める経費） (1)市場投入に先立ち行う実証実験（試作品作成を含む。）又は市場調査</p> | <p>①道内に主たる事務所を置く中小企業等、又は、全構成員のうち半分以上がこれらであり、いずれかが代表となるグループ 4分の3以内 ②①以外 2分の1以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 2部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局 環境・エネルギー室</p> | | |
|--|--|---|---|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|--|--|
| | <p>の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他団体を含む。）</p> <p>(2) 全構成員の半分を(1)に掲げる者が占めるグループで、かつ(1)に掲げる者が代表者となるもの</p> | <p>(2) リサイクル製品（試作品）の改良</p> <p>(3) 展示会を活用したニーズ調査又は戦略（事業計画）策定のために行う調査（前号の事業と同時に実施する場合に限る。）</p> | <p>（500万円を限度とする。市場調査のみの場合は200万円を限度とする。）</p> | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|--|--|

- 注1 交付申請書の提出期限は、原則、具体の日付を記載すること。
- 2 「摘要」欄には、書類の経由その他必要な事項を記載すること。